

「新潟空港からの海外旅立ち推進事業」の御案内（平成30年度）

学生等の団体が新潟空港国際線等を利用して海外修学・研修旅行を行う場合のパスポート取得費用の一部を助成します。

平成 30 年 3 月
新潟空港整備推進協議会

新潟空港整備推進協議会（会長：新潟県知事）では、新潟空港の利用拡大と県民の出国率の増加を図るため、学生等の団体が新潟空港国際線等を利用して海外への修学・研修旅行を行う場合のパスポートの取得費用の一部を助成する事業を下記のとおり行うこととしましたので、御案内します。

1 助成対象となる旅行

次のいずれの条件を全て満たすもの

- (1) 学生等の5名以上の団体で行う修学旅行又は研修旅行であって、学校単位で行われるもののほか、旅行会社が企画・募集する旅行（募集型旅行商品）についても前記に準ずるものとして認められる場合は対象とします。
- (2) 新潟空港発着の国際線（チャーター便を含む。）及び国内線（海外への乗継利用に限る。）を往復利用する旅行のほか、やむをえない利用によって片道利用とならざるをえないと認められる場合も対象とします。
- (3) 旅行期間が平成30年4月1日以降であり、平成31年3月31日までの旅行を対象とします。

2 交付対象者

補助金申請後に、パスポートを新規又は再取得する者

3 助成金額

パスポートを新規又は再取得する学生等に対して、取得者一人当たり5,000円（新潟空港を片道のみ利用の場合は2,500円）を支給します。

4 申請期間等

(1) 申請期間：平成30年4月1日（日）～平成30年12月28日（金）

※予算に残額がある時は、追加募集を行う場合があります。

(2) 申請先：新潟空港整備推進協議会事務局（新潟商工会議所内）

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

電話：025-255-1112 FAX：025-290-4421

5 必要な手続・書類

申請者は、学生等団体の代表者又は旅行会社とします。

補助金交付にあたり、以下の手続が必要です。

(1) 交付申請

以下の書類を事務局まで提出してください。（郵送可）

①申請書（第1号様式）

②旅行行程表

新潟空港の発着、国際路線の利用及び行き先が確認できるもの。

(2) 変更交付申請

申請後、人数などの変更が生じた場合は、旅行実施前までに変更の手続（変更後の内容に基づく交付申請）を行ってください。

(3) 実績報告・請求

以下の書類を事業の完了から30日前までに事務局まで提出してください。

（郵送可）

①実績報告書（第4号様式）

②補助対象者の名簿

③補助対象者のパスポートのコピー

・発行日が記載されたページ

・A4版

④補助金請求書（第5号様式）

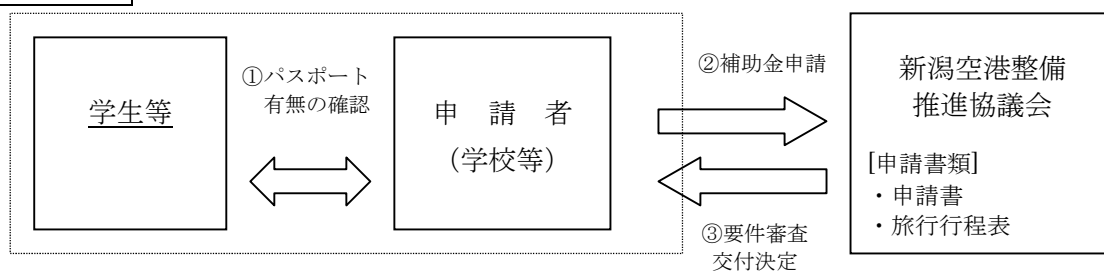
・補助金は新潟空港整備推進協議会から申請者（学生等団体の代表者又は旅行会社）に振り込みます。参加者個人への振込みは行いませんので御注意ください。

(5) 申請等の書類は新潟空港 Web ページからダウンロードできます。

○新潟空港 Web ページ (<http://www.niigata-airport.gr.jp/>)

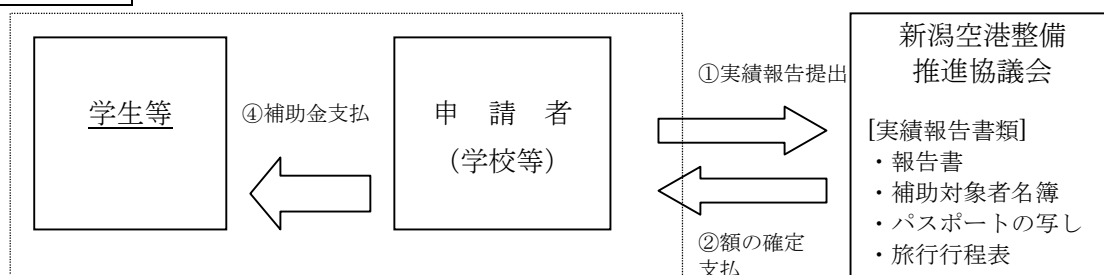
6 補助金交付までの流れ

(旅行前)



※補助金申請日以降に、パスポートを新規又は再取得するものを対象

(旅行後)



※実績報告は、旅行実施後 30 日以内に提出

○補助金交付申請書などの書類の提出先

新潟空港整備推進協議会事務局（新潟商工会議所内）

〒950-8711 新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 7 階

電話：025-255-1112 FAX：025-290-4421

○お問合せ先

新潟県交通政策局空港課

電話：025-280-5471 FAX：025-284-5042

○参考（補助金申請などにあたってのQ & A）

・新潟空港の片道利用も対象となるか

補助金交付要綱第3条（2）号に規定するとおり、新潟空港の往復利用が必要です。ただし「やむをえない理由」に限り新潟空港の片道利用であっても、対象となる場合があります。

例えば、修学旅行等の大人数の旅行のため、新潟空港の片道しか航空座席がとれなかったことや悪天候等により欠航となり、新潟空港以外の他空港を利用せざるを得なかったなどが考えられます。

疑義がある時は、個別にお問合せ下さい。

・教員や添乗員は補助対象に入るのか

教員や添乗員は、学生等には入らず、助成対象となりません。

・旅行当日に、例えば20人から19人に人数が減少した場合、補助金申請時の金額に変更が生じるが、手続きの方法は？

旅行当日の減少等については、旅行実施後の実績報告での手続きになります。

なお、旅行前日までの人数の減少・増加については、補助金交付要綱第7条のとおり変更承認申請手続きを行って下さい。

・補助金の対象となる旅行会社の募集型旅行商品は、どのようなものを指すか？

例示として以下が考えられます。疑義がある時は、個別にお問合せ下さい。

【例示】

○県内の高校生等の学生を対象とした語学研修ツアー

○大学や専門学生を対象とした卒業旅行 等

・補助金申請前にパスポートを取得した学生がいる場合、補助金の対象となるか

本補助金を活用して、パスポートを取得したかどうかを客観的に判断できる条件として、補助金申請後に、本旅行を契機としてパスポートを取得する方を補助対象としています。

- ・平成 30 年 5 月に旅行を予定しており、補助金申請受付前に、学生にパスポート取得を指示した。補助金の対象となるか

補助金申請後のパスポート取得を対象としますが、平成 30 年 3 月 31 日以前に学生等に対して、学校等からパスポート取得の指示がなされ、それに従って取得した場合については、パスポート取得が補助金申請前であっても対象とします。
ただし、以下の点にご留意下さい。

- ①学生等に対し、平成 30 年 3 月 31 日以前にパスポート取得を指示したことが分かる文書等を交付申請時に添付すること
- ②上記文書等には、記載内容に相違がない旨の申請者の押印付きの証明がなされていること
- ③上記のパスポート取得指示より前に、パスポートを取得した学生等は、補助金の対象としない。

- ・補助金の申請時には、パスポート取得人数が決まっていないため、見込みとして、補助金申請書を提出することで良いか

補助金申請時には、見込人数として、申請書を提出していただいて構いません。人数が確定次第、変更手続きを行っていただきます。

上記のとおり、補助金申請前に、パスポートを取得する方は対象外となることから、旅行の企画が決まり次第、補助金申請書の提出を行うことがベターです。

なお、本年度から、補助金申請書に名簿を添付することは廃止しました。

- ・成田国際空港や中部国際空港経由で海外へ旅行する場合は対象となるか？

新潟空港の国内線を利用した海外への旅行も対象とします

<例>

往路 新潟空港 ⇒ 成田国際空港 ⇒ サンフランシスコ国際空港

復路 サンフランシスコ国際空港 ⇒ 成田国際空港 ⇒ 新潟空港

往路 新潟空港 ⇒ 中部国際空港 ⇒ グアム国際空港

復路 グアム国際空港 ⇒ 成田空港 ⇒ 新潟空港